板橋区立図書館資料除籍基準【新旧対照表】

新	旧	備考欄
２　不用資料 (4)視聴覚資料については、以下のとおりとする。 ①内容が古くなり、資料的価値がなくなったもの。 ②メディア環境の変化等を踏まえ、再生機器の入手が困難であるもの等、利用に供することが適当でないもの。 付　則 １　この基準は、令和６年１月１日から施行する。	２　不用資料	（追加） （追加）